

ダイワSMA口座約款（法人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
（ダイワSMA Webサービス） 第9条 （省 略） (1) （省 略） (2) 申込者が一般口座におけるオンライントレードの利用申込み<u>手続</u>を完了していること。 (3) （省 略） 2.～10. （省 略） 附 則 この約款は、<u>2020</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日より適用されます。 以 上	（ダイワSMA Webサービス） 第9条 （現行どおり） (1) （現行どおり） (2) 申込者が一般口座におけるオンライントレードの利用申込みを完了していること。 (3) （現行どおり） 2.～10. （現行どおり） 附 則 この約款は、<u>2025</u>年<u>6</u>月<u>30</u>日より適用されます。 以 上